

(仮訳)

ロシア連邦政府

決定

2024年11月7日付第1510号

モスクワ

外国市民および無国籍者のロシア連邦出入国にかかわる規則および条件の実証実験の実施について

連邦法「ロシア連邦出入国手続きについて」第25条の16の2および連邦法「ロシア連邦における国家遺伝子登録について」第10条第5項にしたがい、ロシア連邦政府は以下を**決定する**：

1. 以下に示す、外国市民および無国籍者のロシア連邦出入国にかかわる規則および条件の実証実験（以下、「実験」）を実施する：

a) 現地時間2024年12月1日00時00分から現地時間2026年6月30日23時59分まで、モスクワ（シェレメチエヴォ）国際空港、モスクワ（ドモジェドヴォ）国際空港、モスクワ（ヴヌコヴォ）国際空港（技術的に可能である場合）およびジュコフスキー（モスクワ州）国際空港における航空・貨客・常設・多方面ロシア連邦国境通過地点、ならびにマシタコヴォ（オレンブルグ州）自動車・貨客・常設・多方面通過地点において一外国市民および無国籍者の個人生体識別情報の採集をこれらの者が当該のロシア連邦国境通過地点を通過する際に行うことを目的とする、本決定が承認した「外国市民および無国籍者のロシア連邦出入国にかかわる規則および条件の実証実験の手配の規則」（以下、「実験手配規則」）が定める外国市民および無国籍者のロシア連邦出入国にかかわる規則および条件の実証の部分；

b) 現地時間2025年6月30日00時00分から現地時間2026年6月30日23時59分まで、すべてのロシア連邦国境通過地点において一実験手配規則が定める外国市民および無国籍者のロシア連邦出入国にかかわる規則および条件の実証の部分。ただし、外国市民および無国籍者の個人生体識別情報の採集をこれらの者がロシア連邦国境通過地点を通過する際に行うことを除く。

2. 実験は、実験実施期間中に本決定第1項a)号およびb)号に掲げるロシア連邦国境通過地点を通過してロシア連邦から出国する、およびロシア連邦に入国する外国市民および無国籍者、ならびにロシア連邦に滞在して（居住して）おり、実験実施期間中にこれらの通過地点を通過してロシア連邦に入国した外国市民および無国籍者を対象として実施するものとする。ただし、以下のカテゴリーの外国市民および無国籍者を除く：

a) ベラルーシ共和国市民；

b) ロシア連邦における外国国家の外交代表部の長および領事機関の長、ならびにそれらの者の家族；

c) ロシア連邦における外国代表部の職員および領事機関の労働者、ならびにそれらの者の家族；

d) ロシア連邦内における滞在の条件に関する協定をロシア政府との間に締結している国際機関（国際機関の代表部）の職員およびその家族、ならびに国際機関の職員であって公務の執行に関連してロシア連邦に入国する、およびロシア連邦から出国する者；

e) 身元を証明し、かつロシア連邦がそれに該当すると認める外交旅券、公用旅券（ロシア連邦がそれに

該当すると認める特別旅券、公式旅券その他の旅券を含む) その他の有効な旅券で、そこに外交査証または公用査証が添付されているものの所持人であって、公務の執行に関連してまたは公式の代表団の一員としてロシア連邦に入国する、またはロシア連邦から出国する者、ならびにその家族；

f) 身元を証明し、ロシア連邦がそれに該当すると認める有効な文書で、そこに外交査証または公用査証が添付されているものにもとづいて、ロシア連邦に入国する、またはロシア連邦から出国する外国市民；

g) 満6歳未満の外国市民および無国籍者。

3. モスクワ市長と合意した以下の添付文書を承認する：

外国市民および無国籍者のロシア連邦出入国にかかわる規則および条件の実証実験の手配の規則；

生体試料の採取、保管および廃棄ならびに遺伝子情報の取得および引渡しの形によって行われる、自発的
国家遺伝子登録の実施にあたってのロシア連邦内務機関下部組織への協力の規則

4. 本決定発効日から7日以内に以下を行う：

a) ロシア連邦外務省は、外国国家の外交代表部および領事機関に対し、実験の実施について通告する；

b) ロシア連邦運輸省は、輸送を管轄する外国国家の国家機関に対し、実験の実施について通告する；

c) ロシア連邦デジタル発展・通信・マスコミ省は、本決定の定めに関する英語、アラビア語、スペイン語、カザフ語、キルギス語、中国語、ロシア語、タジク語、ウズベク語およびフランス語の解説が記載された情報参考資料が連邦国家情報システム「国家サービスおよび地方自治体サービス（機能）統一ポータル」で公開されるようにする。

5. ロシア連邦内務省、ロシア連邦デジタル発展・通信・マスコミ省、ロシア連邦保安庁および連邦税務庁は、実験実施期間中、ロシア連邦の法にしたがい、かつそれらの情報の内訳、ならびに当該の国家情報システムを用いたそれらの収集、保存および処理の手続きその他を定めた協定にもとづいて実験の実施に用いられる国家情報システムから得られる外国市民および無国籍者に関する情報へのモスクワ市行政府によるアクセスを保障する。

6. モスクワ市行政府は、実験実施期間中に以下を行う：

a) モスクワ市行政府と、実験の実施を管轄する連邦行政機関および実験手配規則に掲げる実験の実施に参加する組織（以下、それぞれ「管轄機関」および「実験実施参加組織」）との間の情報上の相互連携に関する協定が定める手順にしたがって、連邦予算の資金を利用することなく、実験の実施に必要とされる外国市民および無国籍者に関する情報が取得されることを保障する；

b) モスクワ市国家予算組織「多機能出入国管理センター」の参加のもとで、モスクワ市行政府と、管轄機関および実験実施参加組織との間の協定が定める手順にしたがって、連邦予算の資金を利用することなく、実験の実施に必要とされる外国市民および無国籍者の情報が収集されることを保障する；

c) モスクワ市行政府と、管轄機関および実験実施参加組織との間の協定が定める手順にしたがって、実験の実施にあたっての管轄機関および実験実施参加組織に対する協力が行われることを保障する；

d) 外国市民および無国籍者の義務的国家指紋登録時およびそれらの者の写真撮影時におけるロシア連邦内務機関下部組織に対する協力に際して、外国市民および無国籍者の自力での指紋登録および写真撮影のためのソフト・ハード複合設備の試験が行われることを保障する；

e) 実験実施期間の開始前を含め、実験の実施を目的とする法規文書が採択されることを保障する；

f) ロシア連邦内務省およびロシア連邦保安庁と共同で、実験手配規則第16項b)号に掲げる外国市民電子カードの交付の手順に用いられるメカニズムの適用実績を考慮に入れたうえで、外国市民に関する情報およ

びロシア連邦内務省の電子署名が記載されている電子情報媒体付きの文書を、義務的国家指紋登録および写真撮影が実施済みであることを立証する文書ならびに労働パテントの替わりとして外国市民に対して交付する可能性を検討する。

7. 実験実施期間中に、以下の事項の費用をモスクワ市予算から支出することに関するモスクワ市行政府の提案に合意する：

a) 本決定第1項a)号に掲げるロシア連邦国境通過地点における実験の実施のための費用。ここには、爾後にこれをロシア連邦の法が定める手順にしたがってロシア連邦保安庁に無償で引き渡すことを目的とする、設備の取得、据付、試運転および性能確保のための費用が含まれる；

b) ロシア連邦国境通過地点における外国市民および無国籍者の個人生体識別情報にもとづく本人確認を目的とするロシア連邦保安庁の情報システムの構築、整備および改造、ならびにロシア連邦内務省向けソフトウェアの開発のための費用。ただし、ロシア連邦内務省およびロシア連邦保安庁の情報システムの改造のうち、連邦国家情報システム「国家サービスおよび地方自治体サービス（機能）統一ポータル」、連邦国家情報システム「電子形態による国家サービスおよび地方自治体サービスの提供に用いる情報システムの情報技術的連携を保障するインフラストラクチャーにおける統一本人確認・認証システム」および国家情報システム「個人生体識別情報を用いた自然人の統一本人確認・認証システム」とのその統合に関する部分はこのかぎりではない；

c) 本決定第1項a)号に掲げるロシア連邦国境通過地点における実験の実施に必要とされる設備の、爾後に当該設備をロシア連邦の法が定める手順にしたがってロシア連邦内務省に無償で引き渡すことを目的とする取得、据付、試運転および性能確保のための費用；

d) 実験の実施を目的とした、連邦税務庁の情報システムの整備および改造のための費用。

8. ロシア連邦保安庁は、ロシア連邦の法にしたがって、本決定第7項a)号が定める設備、および本決定第7項b)号が定める措置の一環として行われた作業の結果が検収されることを保障する。

9. ロシア連邦内務省は以下を行う：

a) ロシア連邦の法にしたがって、本決定第7項c)号が定める設備、および本決定第7項b)号が定める措置の一環として行われた作業の結果につき、その検収の実施が確実に行われるようにする；

b) モスクワ市行政府と共同で、外国市民および無国籍者のロシア連邦からの国外退去、退去強制、再入国、ロシア連邦内における行政責任の追及ならびにロシア連邦内における刑事責任の追及に関して下された決定、ならびに過料を含む罰則の適用およびロシア連邦内での滞在（居住）が望ましくないことに関する未履行の決定につき、外国市民および無国籍者に対して通告を行う可能性および方法を検討する；

c) 2024年12月1日までに、実験実施期間を対象として、連邦法「ロシア連邦における国家遺伝子登録について」第10条第5項にしたがって、生体試料の採取、保管および廃棄ならびに遺伝子情報の取得および引渡しの形によって行われる、自発的国家遺伝子登録の実施にあたっての協力が提供される先となるロシア連邦内務機関下部組織を定める。

10. ロシア連邦デジタル発展・通信・マスコミ省、ロシア連邦内務省、ロシア連邦外務省、ロシア連邦保安庁、連邦税務庁およびモスクワ市行政府は、外国市民または無国籍者の身元を証明する文書に含まれる情報が当該国家機関の国家情報システムに含まれる情報と一致しない場合に、外国市民または無国籍者の照会にもとづくものを含めた外国市民または無国籍者に関する情報の訂正のメカニズムを、実験実施期間中に考案する。

11. ロシア連邦外務省、ロシア連邦運輸省、ロシア連邦保安庁、連邦税務庁およびモスクワ市行政府は、実験の完了から20日以内に、自らの権限の範囲内で実験結果の評価を行い、かつロシア連邦デジタル発展・

通信・マスコミ省およびロシア連邦内務省に、ロシア連邦政府宛報告書に記載されるべき提案を送付する。

12. ロシア連邦デジタル発展・通信・マスコミ省およびロシア連邦内務省は、実験の完了から50日以内に、実験結果の総合的評価を行い、かつロシア連邦政府に対して、実験実施結果に関する報告書、および必要な場合にはロシア連邦の法規文書の改正に関する提案を提出する。

ロシア連邦政府議長

M. ミシュスチン

2024年11月7日付
ロシア連邦政府決定第1510号により

承認

外国市民および無国籍者のロシア連邦出入国にかかわる規則および条件の実証実験の手配の 規則

1. 本規則は、2024年11月7日付ロシア連邦政府決定第1510号「外国市民および無国籍者のロシア連邦出入国にかかわる規則および条件の実証実験の実施について」（以下、「2024年11月7日付ロシア連邦政府決定第1510号」）がその実施の場所および期間を定めている、外国市民および無国籍者のロシア連邦出入国にかかわる規則および条件の実証実験（以下、「実験」）の手配の手順、ならびに当該の実験の実施に対する要求事項を定めるものである。

2. 実験の実施を管轄する国家機関は、ロシア連邦内務省、ロシア連邦デジタル発展・通信・マスコミ省、ロシア連邦外務省、ロシア連邦運輸省、ロシア連邦保安庁、連邦税務庁、連邦航空輸送局およびモスクワ市行政府（以下、「管轄機関」）とする。

実験の実施に参加する組織は、モスクワ市国家予算組織「多機能出入国管理センター」および国家情報システム「個人生体識別情報を用いた自然人の統一本人確認・認証システム」オペレータ（以下、それぞれ「統一生体認証システム」および「実験実施参加組織」）とする。

実験は、2024年11月7日付ロシア連邦政府決定第1510号第2項第1段落に示す外国市民および無国籍者にとって義務的なものとする。

3. 実験は、2024年11月7日付ロシア連邦政府決定第1510号第2項第1段落に掲げる外国市民および無国籍者のロシア連邦への入国およびロシア連邦からの出国の、連邦法「ロシア連邦からの出国およびロシア連邦への入国の手続きについて」が定めていない規則および条件の実証を目的としてこれを実施する。この目的には、外国市民または無国籍者のデジタルプロフィール、すなわち、外国市民もしくは無国籍者ならびに管轄機関および実験実施組織が、本規則が定める範囲および手順で、連邦国家情報システム「国家サービスおよび地方自治体サービス（機能）統一ポータル」（以下、「統一ポータル」）、連邦国家情報システム「電子形態による国家サービスおよび地方自治体サービスの提供に用いる情報システムの情報技術的連携を保障するインフラにおける統一本人確認・認証システム」（以下、「統一本人確認・認証システム」）および統一生体認証システムなどの国家情報システムに対して提出した、統一本人確認・認証システムにおいて外国人または無国籍者に関する情報の識別子によって結び付けられた情報の総体（以下、「デジタルプロフィール」）を作成することが含まれる。

4. 先にデジタルプロフィールが作成済みである外国市民または無国籍者に関する情報が、本規則が定める手順にしたがって管轄機関および実験実施組織の国家情報システムに対して提出される場合には、外国市民または無国籍者に関する新たに提出された情報と以前に作成されたデジタルプロフィールとを、統一本人確認・認証システムにおいて外国人または無国籍者に関する情報の識別子を用いて結びつける。

5. 2024年11月7日付ロシア連邦政府決定第1510号第1項b)号に掲げる実験実施期間中に、査証の取得を必要としない手順によってロシア連邦に入国する予定の外国市民または無国籍者は、そのような入国の前に、以下を行う：

a) 統一ポータルのモバイルアプリケーションを用いて、統一本人確認・認証システムへの登録の手続き

を実行する；

b) 自らの写真をリアルタイムで統一ポータルモバイルアプリケーションに対して提出し、かつ連邦法「個人生体識別情報を用いた自然人の本人確認および（または）認証の実施について、ならびにロシア連邦の特定の法令の改正およびロシア連邦の法令の特定の条項の失効認定について」第4条第9号にしたがって、自らの個人生体識別情報を、統一ポータルモバイルアプリケーションを用いて、統一生体認証システムに掲載する；

c) ロシア連邦入国予定時間の72時間前までに、または、文書による裏付けがあり、かつロシア連邦への入国を必要とするような緊急の治療の必要性、重篤な疾病もしくは近親者の死亡に関連する事情が存在する場合には、ロシア連邦入国予定時間の4時間前までに、ロシア連邦内務省がロシア連邦保安庁、ロシア連邦デジタル発展・通信・マスコミ省およびロシア連邦外務省との合意にもとづいて定めた一覧に含まれる情報が記載されたロシア連邦への入国およびロシア連邦における滞在（居住）のための申請書（以下、「ロシア連邦入国申請書」）を、統一ポータルモバイルアプリケーションを用いて、電子的形態によって提出する。

6. ロシア連邦入国申請書の有効期限は、本規則第5項c)号にしたがってその提出が行われた日から90日とする。ロシア連邦入国申請書の有効期限が満了したのちは、2024年11月7日付ロシア連邦政府決定第1510号第1項b)号に掲げる実験実施期間中に、査証の取得を必要としない手順によるロシア連邦への入国を予定する外国市民または無国籍者は、新たなロシア連邦入国申請書を本規則第5項c)号にしたがって提出する。

有効期限が満了していないロシア連邦入国申請書が存在する場合、2024年11月7日付ロシア連邦政府決定第1510号第1項b)号に掲げる実験実施期間中に、査証の取得を必要としない手順によってロシア連邦に入国する予定の外国市民または無国籍者は、当該有効期限満了の72時間前以降に、新たなロシア連邦入国申請書の提出を行うことが可能となる。

ロシア連邦入国申請書に変更を加える必要がある場合、外国市民または無国籍者は、本規則第5項c)号が定める事項を行う。

7. 未成年者もしくは行為無能力者である外国市民または未成年者もしくは行為無能力者である無国籍者のロシア連邦入国申請書の提出は、未成年者もしくは行為無能力者である外国市民または未成年者もしくは行為無能力者である無国籍者のロシア連邦における滞在期間中に、未成年者もしくは行為無能力者である外国市民または未成年者もしくは行為無能力者である無国籍者に付き添う権限を有するその法定代理人（親、後見人、保佐人、養親）またはその他の者がこれを行う。

未成年者もしくは行為無能力者である外国市民または未成年者もしくは行為無能力者である無国籍者のロシア連邦における滞在期間中に未成年者もしくは行為無能力者である外国市民または未成年者もしくは行為無能力者である無国籍者に付き添う権限を有する法定代理人またはその他の者が外国市民または無国籍者である場合には、未成年者もしくは行為無能力者である外国市民または未成年者もしくは行為無能力者である無国籍者のロシア連邦における滞在期間中に未成年者もしくは行為無能力者である外国市民または未成年者もしくは行為無能力者である無国籍者に付き添う権限を有する法定代理人またはその他の者の有効なロシア連邦入国申請書が存在することを条件として、未成年者もしくは行為無能力者である外国市民または未成年者もしくは行為無能力者である無国籍者のロシア連邦入国申請書を提出することができる。

8. 2024年11月7日付ロシア連邦政府決定第1510号第1項b)号に掲げる実験実施期間中、ロシア連邦への入国の前にロシア連邦入国申請書を提出した外国市民または無国籍者の統一ポータルにおけるパーソナルアカウントには、以下の事項が掲載される：

a) ロシア連邦入国申請書が受理された事実に関する情報、または、外国市民もしくは無国籍者による当該申請書への記入が不正確または不完全であった場合には、当該申請書の受理が拒否された旨の情報であつ

て、拒否の理由ならびに外国市民もしくは無国籍者が新たなロシア連邦入国申請書への記入を行うことができる旨の情報が合わせて記載されているもの；

b) 外国市民または無国籍者のロシア連邦への入国を不許可とする旨の内務機関の決定の有無に関する情報であって、ロシア連邦内務省が、外国市民または無国籍者からの問い合わせに応じて、ロシア連邦入国申請書において提示された外国市民または無国籍者に関する情報をロシア連邦内務省の情報システムにおいて検証した結果にもとづいて1昼夜に1回までの頻度で提供するもの。

9. 本規則第8項b)号にしたがって統一ポータルにおける外国市民または無国籍者のパーソナルアカウントに掲載される、外国市民または無国籍者のロシア連邦への入国を不許可とする旨の内務機関の決定の有無に関する情報は参照用とする。

ロシア連邦の法にもとづいて外国市民または無国籍者に対してロシア連邦国境の通過を認めないことに対するその他の事由に関する情報は、統一ポータルにおける外国市民または無国籍者のパーソナルアカウントには掲載されない。

10. 外国市民または無国籍者が、2024年11月7日付ロシア連邦政府決定第1510号第1項b)号に掲げる実験実施期間中に、査証の取得を必要とする手続きによってロシア連邦に入国する場合には、以下の者が以下を行う：

a) 統一本人確認・認証システムのオペレーター — ロシア連邦デジタル発展・通信・コミュニケーション省が、査証の交付（交付手続き）を行った管轄国家機関から、交付済みの査証の範囲内に含まれる外国市民または無国籍者の情報を受け取った場合、統一本人確認・認証システムに当該の情報を自動的に掲載する；

b) 統一生体認証システムのオペレーター — 査証の交付（交付手続き）を行った管轄国家機関から外国市民または無国籍者の個人生体識別情報、すなわち、写真動画撮影装置によって得られた顔画像（以下、「顔写真画像」）を受け取った場合、当該の情報を統一生体認証システムに自動的に掲載する；

c) 統一生体認証システムのオペレーター — 外国市民または無国籍者の個人生体識別情報であって本項b)号にしたがって統一生体認証システムに掲載されたものを、統一本人確認・認証システムにおいて外国市民または無国籍者の情報の識別子と結びつける。

11. 2024年11月7日付ロシア連邦政府決定第1510号第1項a)号に掲げる実験実施期間中に2024年11月7日付ロシア連邦政府決定第1510号第1項a)号に掲げるロシア連邦国境通過地点（以下、「通過地点」）を通過して行われるロシア連邦への入国またはロシア連邦からの出国にあたっては、外国市民および無国籍者が出入国審査を受ける際に、個人生体識別情報（顔写真画像および指紋）の採集を行う。

外国市民および無国籍者の当該の個人生体識別情報は、管轄機関および実験実施参加組織の国家情報システムに引き渡され、外国市民または無国籍者の本人確認または認証に用いられる。

12. 2024年11月7日付ロシア連邦政府決定第1510号第1項b)号に掲げる実験実施期間中に、2024年11月7日付ロシア連邦政府決定第1510号第1項b)号に掲げるロシア連邦国境通過地点を通過しての、査証の取得を必要としない手順によって行われるロシア連邦への入国に際して、外国市民および無国籍者が入国審査を受けたのち、外国市民または無国籍者が記入済みのロシア連邦入国申請書記載の情報は、出入国管理記録および登録記録、ならびに身元を証明する文書の制作、交付手続きおよび取扱い管理を行う国家システム（以下、「ミール・システム」）のロシア連邦保安庁のセグメントから得られた情報を用い、ミールシステムにおけるロシア連邦デジタル発展・通信・マスコミ省のセグメントにより、当該の情報がロシア連邦への入国にあたって用いられた外国市民または無国籍者の身元を証明する文書に関する情報と一致するか否かを検証する方法によって、その正確性が検査される。

13. ロシア連邦デジタル発展・通信・マスコミ省が、外国市民または無国籍者がロシア連邦入国申請書に

において提示した情報の正確性の自動的な検証を、当該の情報を2024年11月7日付ロシア連邦政府決定第1510号第1項b)号に掲げる実験実施期間中に2024年11月7日付ロシア連邦政府決定第1510号第1項b)号に掲げる通過地点において行われた外国市民または無国籍者の入国審査で得られた情報と対比する方法によって行ったのちに、ロシア連邦への入国目的およびロシア連邦における滞在（居住）予定期間を含む当該申請書からの情報が、統一ポータルにおける外国市民または無国籍者のパーソナルアカウントに、出入国管理カードにおける情報項目と同じ情報項目を有する電子申請書の形態で反映される。情報を提出した外国市民または無国籍者の認証が実施された場合に、ロシア連邦入国申請書からの情報は出入国管理カードに含まれる情報と同一のものと見なされる。

14. 税務機関に登録されており、かつ2024年11月7日付ロシア連邦政府決定第1510号第1項a)号またはb)号に掲げる通過地点を通過してそれぞれ該当する実験実施期間中にロシア連邦に入国した外国市民および無国籍者は、出入国管理にかかわる国家サービスを受けるための申請をモスクワ市国家予算組織「多機能出入国管理センター」に対して行うにあたり、技術的に可能な場合には、自らがロシア連邦内において労働、企業活動その他の活動であって職業的な収入をもたらすものに従事している旨の情報が、ロシア連邦税法典第102条第1項第1号にしたがって一般にアクセス可能な情報と認められることに対する同意書を提出する。

当該の同意書には、外国市民または無国籍者が単純電子署名によって署名を行う。

税務機関に登録されていない、かつ2024年11月7日付ロシア連邦政府決定第1510号第1項a)号またはb)号に掲げる通過地点を通過してそれぞれの該当する実験実施期間中にロシア連邦に入国した外国市民および無国籍者の税務機関への登録は、モスクワ市国家予算組織「多機能出入国管理センター」経由などの形で税務機関に提出された外国市民または無国籍者の税務機関登録申請書にもとづいて行う。

外国市民または無国籍者の税務機関登録申請書の税務機関への引渡しの部分におけるモスクワ市国家予算組織「多機能出入国管理センター」の税務機関との連携は、統一省庁間電子連携システムを用いてこれを行う。

15. モスクワ市内に滞在（居住）して、かつ2024年11月7日付ロシア連邦政府決定第1510号第1項b)号に掲げる実験実施期間中に2024年11月7日付ロシア連邦政府決定第1510号第1項b)号に掲げる通過地点を通過してロシア連邦に入国した外国市民および無国籍者は、出入国管理に関する国家サービス享受に際してならびに外国語としてのロシア語、ロシア史およびロシア連邦の法の基礎に関する外国市民および無国籍者のための試験の受験の諸問題に関してそれらの者の本人確認および認証が実施できるよう、統一本人確認：認証システムへの登録手続きを実行し、義務的国家指紋登録手続きを受け、かつ連邦法「個人生体識別情報を用いた自然人の本人確認および（または）認証の実施について、ならびにロシア連邦の特定の法令の改正およびロシア連邦の法令の特定の条項の失効認定について」第4条第1号にしたがって、自らの個人生体識別情報を統一生体認証システムに掲載しなければならない。

16. 2024年11月7日付ロシア連邦政府決定第1510号第1項a)号に掲げる実験実施期間中に2024年11月7日付ロシア連邦政府決定第1510号第1項a)号に掲げる通過地点を通過してロシア連邦に入国し、出入国管理にかかわる国家サービスの享受および出入国管理にかかわる義務的手続きの実施の諸問題に関してモスクワ市国家予算組織「多機能出入国管理センター」に問い合わせる外国市民および無国籍者は、以下を行う：

a) 自発的国家遺伝子登録を行う；

b) 外国市民電子カード、すなわち、同カード上に描かれた識別子であるQRコードによって読み取ることのできるものを含め、視覚的（グラフィック的）形態および電子的（機械可読的）形態によって記録された、同カード所持人に関する情報が搭載された物理媒体（以下、「外国市民電子カード」）を取得し、かつ個人生体識別情報の採集手続きを受ける義務を負う。

17. 外国市民電子カードが交付される外国市民および無国籍者のカテゴリー、および外国市民電子カード

の取得申請規則・その交付手続きのために提出すべき文書の一覧・外国市民電子カード交付申請書の受理を拒否する事由・外国市民電子カードの交付を拒否する事由・外国市民電子カードの交換およびその効力停止の事由を含む、外国市民電子カードの発行・交付・取扱いの手順、ならびに外国市民電子カードの視覚的（グラフィック的）および電子的（機械可読的）パーソナライゼーションの構成内容は、モスクワ市行政府が、ロシア連邦内務省およびロシア連邦保安庁との合意にもとづいてこれを定める。

18. 2024年11月7日付ロシア連邦政府決定第1510号第1項b)号に掲げる実験実施期間中に2024年11月7日付ロシア連邦政府決定第1510号第1項b)号に掲げる通過地点を通過してロシア連邦に入国し、モスクワ市国家予算組織「多機能出入国管理センター」、または外国語としてのロシア語、ロシア史およびロシア連邦の法の基礎に関する外国市民および無国籍者のための試験の実施組織一覧に含まれる組織に対して、当該試験の受験の諸問題に関して問い合わせる外国市民および無国籍者は、統一本人確認・認証システムおよび統一生体認証システムを用いた本人確認および（または）認証を受けなければならない。

19. 2024年11月7日付ロシア連邦政府決定第1510号第1項b)号に掲げる実験実施期間中に2024年11月7日付ロシア連邦政府決定第1510号第1項b)号に掲げる通過地点を通過してロシア連邦に入国した外国市民および無国籍者は、連邦法「個人生体識別情報を用いた自然人の本人確認および（または）認証の実施について、ならびにロシア連邦の特定の法令の改正およびロシア連邦の法令の特定の条項の失効認定について」第4条第1項にしたがって、ロシア連邦入国の日から10日以内に、自らの個人生体識別情報を統一生体認証システムに掲載しなければならない。

20. 2024年11月7日付ロシア連邦政府決定第1510号第1項a)号またはb)号に掲げる通過地点を通過してそれぞれの該当する実験実施期間中にロシア連邦に入国した外国市民および無国籍者が、出入国管理にかかわる国家サービスの提供を求める申請を行った場合、当該サービスを提供する国家機関および（または）組織は、技術的に可能な場合には外国市民もしくは無国籍者が統一ポータルモバイルアプリケーションを用いて提出した識別子であるQRコードを統一ポータルを用いて検証することによって、または外国市民もしくは無国籍者に関する情報を管轄機関の情報システムに送付することによって、デジタルプロフィールの有無を検証する。

21. 2024年11月7日付ロシア連邦政府決定第1510号第1項a)号またはb)号に掲げる通過地点を通過してそれぞれの該当する実験実施期間中にロシア連邦に入国した外国市民および無国籍者が、2024年11月7日付ロシア連邦政府決定第1510号第1項b)号に掲げる実験期間中に出入国管理にかかわる国家サービスサービスの提供を求める申請を行った場合には、当該サービスを提供する国家機関および（または）組織は、外国市民電子カード上に描かれたQRコードを読み取ることによって（技術的に可能な場合）、外国市民または無国籍者の本人確認を行うことができる。

22. 部外秘

生体試料の採取、保管および廃棄ならびに遺伝子情報の取得および引渡しの形によって行われる、
自発的国家遺伝子登録の実施にあたってのロシア連邦内務機関下部組織への協力の

規 則

1. 本規則は、2024年11月7日付ロシア連邦政府決定第1510号「外国市民および無国籍者のロシア連邦出入国にかかわる規則および条件の実証実験の実施について」（以下、「2024年11月7日付ロシア連邦政府決定第1510号」）第9項c)号にしたがい、2024年11月7日付ロシア連邦政府決定第1510号第1項a)号またはb)号に掲げる外国市民および無国籍者のロシア連邦出入国にかかわる規則および条件の実証実験（以下、「実験」）の実施期間の間、生体試料の採取、保管および廃棄ならびに遺伝子情報の取得および引渡しの形によって行われる、自発的国家遺伝子登録の実施にあたってのロシア連邦内務機関下部組織への協力（以下、それぞれ「自発的国家遺伝子登録」、「自発的国家遺伝子登録の実施にあたっての協力」、「実験実施期間」）の手順を定めるものである。

2. 実験実施期間中における自発的国家遺伝子登録にあたっての協力は、モスクワ市行政機関が、ロシア連邦の法にしたがってモスクワ市行政府が定める管轄組織（以下、「管轄組織」）を起用してこれを行う。

3. 自発的国家遺伝子登録にあたっての協力は、2024年11月7日付ロシア連邦政府決定第1510号第1項a)号またはb)号に掲げる通過地点を通して実験実施期間中にロシア連邦に入国した外国市民および無国籍者を対象として、管轄組織がこれを行う。

4. 自発的国家遺伝子登録は、外国市民または無国籍者の自発的国家遺伝子登録の実施に対する同意書がある場合に、無償で実施する。

未成年者である外国市民または無国籍者の自発的国家遺伝子登録の実施に対する同意書は、その親（養親、後見人、保佐人）が提出する。

外国国家の法にしたがって行為無能力者または制限行為能力者に認定されている外国市民の自発的国家遺伝子登録の実施に対する同意書は、その後見人または保佐人が提出する。

5. 管轄組織は、自発的国家遺伝子登録の実施にあたっての協力の一環として、附属書1に示す書式によって提出された外国市民および無国籍者の同意書を収集する。

外国市民または無国籍者が提出した自発的遺伝子登録の実施に対する同意書は、管轄組織が、その提出の日から5年間にわたって保管する。

6. 自発的国家遺伝子登録の枠内で行われる、本規則第3項に掲げる外国市民および無国籍者の生体試料（血液検体、口腔上皮検体）の採取は、管轄組織が、ロシア連邦の法の要求事項にしたがってこれを実施する。

7. 管轄組織の長は、管轄組織職員の中から生体試料採取の権限が与えられる者を定める。

血液検体の採取は、管轄組織の医療従事者が行う。

8. 本規則第7項にしたがって生体試料採取の権限を与えられた者による当該資料の採取にあたっては、個包装タイプの生体試料キャリアを使用する。

9. 本規則第7項にしたがって生体試料採取の権限を与えられた者による口腔上皮検体の採取は、吸収体（タンポン）が取り付けられた棒（ゾンデ）から成る綿棒の形状を有する生体試料キャリアによって、以下の手順で行う：

a) 棒の部分をつかんで個包装から綿棒を取り出す。このとき、吸収体の部分を何らかのものの表面に触れさせてはならない；

b) 吸収体を取り付けられている側の綿棒の先端を自発的国家遺伝子登録の対象者の口腔内に入れ、往復運動によって頬（両頬）の内側から上皮細胞を採取する。鼻腔上皮検体を採取する際はこれを鼻腔から行う；

c) 本規則第7項にしたがって生体試料採取の権限を与えられた者による当該検体の採取後、綿棒を破れなどのない新しい個別の紙封筒に入れる。

10. 綿棒の個包装の再利用は認められない。

11. 綿棒以外の生体試料キャリアで口腔上皮検体を採取する場合は、当該生体試料キャリアのパッケージに添付されている説明書にしたがい、本規則第7項にしたがって生体試料採取の権限を与えられた者がこれを行う。

12. 本規則第7項にしたがって生体試料採取の権限を与えられた者は、本規則第3項に掲げる外国市民または無国籍者の生体試料の採取を、その者が同意書を提出した当日に行う。

13. 生体試料は、生体試料キャリアで湿気のない場所に保管する。

14. 生体試料キャリアの保管は、生体試料の汚染を防ぐことのできる個別の紙封筒を用い、封筒の破損または生体試料の喪失の可能性を排除する条件下でこれを行う。

15. 生体試料の廃棄は、遺伝子情報の取得後に生体試料が一部残存した場合に、ロシア連邦内で効力を有する衛生疫学的規則および規準（2021年1月28日付ロシア連邦主任衛生医官決定第3号「衛生規則および規準SanPiN 2.1.3684-21『都市および村落の土地の管理、水系、飲料水、上水道、大気、土壌、居室、および生産用および公共建屋の衛生防疫〔予防〕措置の実施に対する衛生疫学的要求事項』」）にしたがって行う。

16. 管轄組織は、採集した生体試料の調査を実施することによって遺伝子情報の取得を行う。

17. 管轄組織の長は、遺伝子情報の取得のために、遺伝子情報取得の権限を与えられる者を定める。

18. 遺伝子情報取得の権限を与えられた者は、附属書2に示す電子情報カードの形式により遺伝子情報がモスクワ市情報システムに掲載されるようにする。

19. 管轄組織は、管轄組織が遺伝子情報の取得を行った日から5労働日以内に、モスクワ市情報システムを用いて、ロシア連邦内務機関下部組織に対して同意書受理日を付記した遺伝子情報の引渡しを行う。

20. 2024年11月7日付ロシア連邦政府決定第1510号第9項c)号にしたがってロシア連邦内務省が定めたロシア連邦内務機関下部組織は、管轄組織から遺伝子情報を受け取った日以降に、連邦遺伝子情報データベースを用いた遺伝子情報の処理および登録、ならびに当該連邦データベースの全領域にわたる遺伝子情報の検証を行う。